

【対象調整力の凡例】

I a：電源Ⅰ周波数調整力 I´：電源Ⅰ´ 厳気象対応調整力
 II a：電源Ⅱ周波数調整力 II b：電源Ⅱ需給バランス調整力 II´：電源Ⅱ´ 低速需給バランス調整力
 BS：ブラックスタート 調相：調相運転

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
1	I´	募集要綱	P12「8 入札の条件」(4) 発電設備等の運用 ア 発電等の実施	実効性テストと電源Ⅰ´が重複した場合の発動指令と精算の扱いについて、公募要綱のHP内の「発動指令電源と電源Ⅰ´ 契約電源等が重複する場合の取扱いについて」において、一律で「最大拠出電力／契約電力」と按分する方法が示されている。 しかし、リソース毎に指令値に対する発動幅が異なることを踏まえると、指令値について事前に協議を行うことは可能か。また、上記の考え方は全国大で統一されているということか。	原則として、募集要綱、標準契約書および「発動指令電源と電源Ⅰ´ 契約電源等が重複する場合の取扱いについて」に記載の方法といたしますが、ご要望があれば、契約協議の際に個別に協議させていただきます。 なお、この取扱いは他の一般送配電事業者とも調整のうえ定めております。
2	I´	募集要綱	P12「8 入札の条件」(4) 発電設備等の運用 ア 発電等の実施	日内で、実効性テスト後に、別時間帯で電源Ⅰ´を発動する場合、実効性テスト分の指令値の補正は行われるか。「実効性テスト実施時指令値」は発動時間帯の重複時間数を問わず、電源Ⅰ´発動時間帯(3時間・6コマ)全てに適用されるかの認識でよいか。 電源Ⅰ´契約上は1日の複数回発動とはならないが、お客さまにとっては、1日のうち発動指令電源の実効性テストと電源Ⅰ´の複数回発動となる可能性があるため、何らかの配慮を検討いただけないか。	同日内で実効性テストを発動した後、電源Ⅰ´を発動する際は、コマの重複有無に関わらず、指令値を補正することとなります。 また、同日内で電源Ⅰ´を発動した後に、実効性テストを実施することはありません。 詳細は「発動指令電源と電源Ⅰ´ 契約電源等が重複する場合の取扱いについて」をご確認ください。
3	I´	募集要綱	P12「8 入札の条件」(4) 発電設備等の運用 ア 発電等の実施	48回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、電源Ⅰ´の広域予備率発動について議論されており、以下のとおり記載されている。 「なお、2020年度以降の電源Ⅰ´の調達量は3%程度に増加しており、2020・2021年度の運用状況を踏まえ、全電源Ⅰ´の全エリアの全量発動ではなく、部分発動(各エリア半量ずつ発動など)することについても引き続き検討することとしてはどうか。」現時点においては、具体的な発動方法が決まっていないものと認識しているが、電源Ⅰ´のリソースを確保するにあたってのお客さま説明等にも必要となる事項であるため、具体的な扱いを早期に決定し募集要綱等で明示いただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、広域予備率発動に関する説明資料(広域予備率に基づく電源Ⅰ´発動について)を作成し、当社ホームページにて公表することといたしました。 ただし、ご記載いただいた部分発動に関する詳細は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(広域機関)」にて継続検討中のため、確定次第、説明資料へその内容を反映することといたします。
4	I´	募集要綱	P17 (イ) 停止割戻料金	東京エリアの電源Ⅰ´要綱については、停止割戻料金は削除の方向で検討中とあるが、中部エリアで削除しないのか。エリア間で内容が違うがよいか。	停止割戻料金につきましては、発動指令電源との平仄等を勘案し、削除することといたしました。
5	II a	募集要綱	P14 需給調整市場システムへのV3単価登録	アに記載の内容で、V3およびV4は、火力発電設備に活用する場合に限る旨の記載があるが、敢えて火力発電設備に限定する内容ではないため、原則書きや、当該部分を削除してはどうか。 (修正案) 「ア 契約者は、提供期間の開始までに、イの単価の登録が期限までに行なわれなかった場合に適用するV1、V2、V3、V4(V3およびV4については、原則、火力発電設備を活用する場合に限ります。以下同じ。)(以下、総称して「初期登録単価」といいます。)…(後略)」	ご提案いただきました内容を踏まえ、募集要綱を修正することといたします。
6	I´	募集要綱	全般	1つの計量単位に複数の揚水発電機が集約されている場合、発電機ごとに複数エリアで電源Ⅰ´ 契約を結ぶことは可能か。 (例) 発電機A・Bで1BGコードを取得し、1計量単位となっている 発電機A:XエリアTSOと電源Ⅰ´ 契約 発電機B:YエリアTSOと電源Ⅰ´ 契約	ご記載いただいた情報のみでは判断いたしかねます。 募集要綱9(6)記載の計量単位集約の条件を満たしているかの確認をはじめ、その他運用方法等について関係する他の一般送配電事業者も含めて協議のうえ判断いたします。
7	I´	募集要綱	P1	(原 案) 主に10年に1回程度の猛暑… (提 案) 以下の事象発生時に… 1. 電力利用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。他管区では毎年発動もあり、10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からも具体的な説明を求められている。	電源Ⅰ´の主な確保目的は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(広域機関)」にて整理されており、募集要綱の記載内容は、当該整理内容に沿ったものであると認識しております。 なお、2022年度以降は広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料(広域予備率に基づく電源Ⅰ´発動について)を作成し、当社ホームページにて公表することといたしました。 ただし、具体的な運用方法(部分発動に関する詳細等)は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(広域機関)」にて継続検討中のため、確定次第、説明資料へその内容を反映することといたします。
8	I´	募集要綱	P7、6契約電源および入札の単位	(原 案)6 契約電源等および入札の単位(イ)各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札(以下「複数入札」といいます。)をする場合 ・契約電源が負荷設備の場合、… (提案)また、供出電力(kW)の明確な区分が出来たことを前提に、複数入札を認めることとする。 【理由】他の調整力公募への入札にあたり、電源のみが複数入札できることになり、電源とDR間で非対称性が発生するため。 【質問】電源について、エリアを跨いだ供出電力の明確な区分が可能と判断されたと推察するが、なぜ複数入札が認められるのか、具体的にご教示いただきたい。	負荷設備の場合、供出される電力を明確に区分することは困難と考えておりますので、例えば10地点確保された場合、5地点ずつに分割するなど、リソースを分けて応札いただく等の対応をお願いいたします。 なお、上記理由により、原則として複数入札は認めておりませんが、明確な区分が可能であることを提示いただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、認めることもあります。 また、発電設備の場合、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」にてユニットを特定したうえで容量単位による応札を受付とされており、区分可能と考えております。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
9	I´	募集要綱	P10、8入札の条件	<p>(原案)8入札の条件(4)発電設備等の運用 ア 発電等の実施 1日に複数回の指令を・・、連日実施する場合は・・・</p> <p>(提案)入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業に非価格要素評価点をつけていただけないか？また発動理由も明示していただけないか？</p> <p>【理由】同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRIは限られているため。 より多くの需要家の賛同を得るためには、理由の開示が必要となるため。</p>	<p>連日の発動については電源 I´ 公募への参加に必要な要件の一つ、1日複数回の発動については任意でのご協力と整理していますので、いずれも非価格要素ポイントは加点いたしません。</p> <p>発動理由に関する事項については、2022年度以降、広域予備率にもとづき発動判断されることとなり、それに関する説明資料(広域予備率に基づく電源 I´ 発動について)を当社ホームページにて公表することといたしました。詳細は当該説明資料をご確認ください。</p>
10	I´	募集要綱	P16、イ ペナルティ料金	<p>(原 案)イ ペナルティ料金(ア)停電割戻料金 算定式に関して</p> <p>(提 案)容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただきたい。</p>	<p>調整力供出の確実性を担保する観点等から原案通りとさせていただきます。</p> <p>なお、発動指令電源のペナルティと電源 I´ のペナルティではそもその構成が異なることなどから、必ずしもこの係数の平仄を合わせる必要はないものと考えております。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発動指令電源のペナルティ上限は容量確保契約金額×110%である一方、電源 I´ では提供期間料金をペナルティの上限としている。 ・発動指令電源では実効性テスト結果を踏まえた経済的ペナルティが課される。
11	I´	募集要綱	P22、11総合評価方式における評価順位の決定	<p>(原 案)11総合評価方式における評価順位の決定 2) ただし、当社以外の一般送配電事業者に連系する契約電源等を活用する案件については、指令後に地域間連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから、非価格要素ポイントは加点いたしません。</p> <p>(提 案)当社が属地TSOとならない場合でも、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。</p> <p>【理 由】広域調達が活発とならず、将来の容量市場における発動指令電源との整合性も低くなってしまふので。</p>	<p>「指令から調整までが1時間未満」については、需給運用の柔軟性の観点から加点評価するものです。</p> <p>一方、他エリアの契約電源等は連系線の設定変更期限等により、これを満たせないことから加点評価を行わないこととしております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、広域調達の活性化という点に関しては、調達エリアの拡大(当社の場合、今回から東京エリアを追加)、EUE評価を踏まえた落札判定の導入により、活性化を図っております。</p>
12	I´	募集要綱	全般	<p>【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。</p> <p>例:kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けて一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等</p> <p>【理由】関係者全ての業務効率化のため</p>	<p>ご要望を踏まえ可能な範囲で双方の効率化を図りたいと考えております。</p> <p>なお、当社ではkW/kWhに関する契約書は既に一本化しており、複数の札が当選した場合、札ごとに契約締結するのではなく、複数の札をまとめて1つの契約とすることも可能としております。</p>
13	I´	募集要綱	P11、契約電力未達時割戻料金	<p>”(原案)(ペナルティ料金)</p> <p>(提案)停止割戻申請をし割戻料金を控除されているにもかかわらず(発動対応できないことは明確)、発動時に未達ペナルティを取ることは、2重取りではないのか？停止割戻料金を払うなら、未達ペナルティを徴収しないか、停止割戻申請自体を削除していただきたい。”</p>	<p>標準契約書(案)において、停電割戻料金(未達ペナルティ)が適用される日については、停止割戻料金は適用されない旨規定しており、二重取りは発生しない仕組みとしております。</p> <p>なお、停止割戻料金につきましては、発動指令電源との平仄等を勘案し、削除することといたしました。</p>
14	I´	標準契約書	P13、18条 厳気象対応調整力料金(月間kWh料金))	<p>”(原案) 第17条(2)下げ調整電力量料金</p> <p>(提案)不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。</p> <p>【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということは不合理ではないか？さらに現状、アグリがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。”</p>	<p>調整力提供者(契約者)は当社からの指令に応じて、調整力を提供する義務を負っております。</p> <p>当社が調整力としての指令を行った場合、その期間は調整電源・調整負荷として扱い、正応動/逆応動にかかわらず調整力として精算することとなりますので、その前提で小売電気事業者とネガワット調整金等の協議を行ってください。</p>

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
15	I'	—	逆潮流アグリゲーションおよび発電 電圧調整グループ	<p>(提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、該地点を包括的な非調整BGから切り離すことによるインバリスクなどの理由から、小売りからは拒否された)ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。</p> <p>仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで少なくとも40MW程度(うち35MW程度は21年度上記弊社案にて実運用中)の需要家の参加が不可能となる(小売りが単独BG化に応じない、21年度時回答)。</p> <p>また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリの制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえ、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけではなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</p> <p>さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧一小売りがポジワット需要家を囲い込むこととなる。(專業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しポジワットリソースを獲得することも阻害される)結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かない</p>	<p>発電設備の場合、約款に定める通り、原則として単独で調整電源BGを設定していただく必要があります。電源I'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。</p> <p>なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間締切間際の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。</p> <p>なお、逆潮流アグリゲーション(1発電設備では厳気象対応調整力を1,000kW以上提供できない場合、応札者が指定する当該複数の発電設備、または当該発電設備とDRを実施できる需要者を集約のうえ応札すること)における発電設備の場合、第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。</p> <p>【参考：第11回ERAB検討会】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html</p>
16	I'	—	発動指令電源と電源I' 契約電源 等が重複する場合の取扱いについて	(質問)電源I'と発動指令電源で同じリソースの場合、電源I'で発動対応し結果が良い場合、実効性テストは免除される理解で良いのか？	発動指令電源の実効性テストに関する事項については、当社から回答すべき事項ではないため、広域機関が定める容量市場に関する募集要綱、約款等をご確認ください。
17	I'	募集要綱	P1、(1)一般注意事項 項目4	応札後、落札案件確定までに辞退を申し出た場合と、落札後に参加辞退が必要になった場合、どちらも退出に伴うペナルティ等は発生しないでしょうか？	落札後の辞退は募集量未達による再募集が発生するおそれもあるため、辞退のないように予め関係者と十分調整のうえ、入札いただくようお願いいたします。なお、応札者さまの故意・重過失により当社に損害が発生した場合は、その賠償を請求させていただく可能性もございます。
18	I'	募集要綱	P20、9(6) 項目2	1,000kW未満のポジワット需要家をアグリゲーションする場合においても、複数の発電機の集約計量(受電点での計量)を希望する場合については、1,000kW以上の発電設備需要家同様に個別協議という理解でよろしいでしょうか？	募集要綱9(6)記載の計量単位集約の条件を満たしているかを確認のうえ、個別協議により判断させていただきます。
19	I'	募集要綱	P36、(作成にあたっての留意点) 項目3	「提供期間を通じて1,000kW以上の供出ができないことを証明する書類を提出」とありますが、具体的にどういった資料を求められるのでしょうか？	様式は問いませんが、当該地点のみでは提供期間を通じ最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を提出願います。 例)発電設備の運用方法、季節ごとの所内負荷の変動状況等
20	I'	募集要綱	P7、6	ポジアグリ、ネガポジアグリの場合においても、供給電圧は高圧以上の需要家に限られるという理解でしょうか？(低圧は参加対象外でしょうか？)	ご認識の通りです。
21	I'	募集要綱	P28、13(4)ウ	「過去、契約電力未達時割り戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出」を求められることがあると記載されているが、具体的にどういった資料を求められるのでしょうか？	様式は問いませんが、過去に契約電力を供出できなかった原因が既に解消されている、もしくは解消に向けて対応していること等がわかる資料を提出いただきます。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
22	I´	募集要綱	P15、8(2)	「厳気象対応調整力の提供に必要なとなる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続き」とは、アグリゲーターライセンス制度導入に伴う経産省の認証のことと認識しているが、提供開始時期までに手続きが完了した旨を示すエビデンス提出などが必要でしょうか？	届出後の待期間も含め、提供期間の始期以降に調整力が提供できる状態となるよう手続きが完了したことを示していただきます。 また、当社より適宜状況を確認させていただく場合がございます。
23	I´	募集要綱	P26、13	同一の送配電事業者へ複数の入札書を提出する場合、入札書に捺印した印章の印鑑証明は原本1部とそれ以外はコピーを使用可能でしょうか？	使用可能といたします。(一部の案件に写しのみを添付する場合は、原本をどの案件に添付したかを念のため補記ください。)
24	I´	募集要綱	P25、12(3)	越境入札について、昨年度は募集容量と、越境入札時に考慮される入札金額補正が定義されていましたが、本年度はEUE評価により越境可否が判断されるため、募集容量と入札額補正の概念がなくなったという理解でよろしいでしょうか？	当社ではこれまでご記載いただいたような金額補正は実施しておりません。 また、今回も実施することはありません。
25	I´	募集要綱	P18、9(4)ア(ア)	kWh単価の登録を需給調整市場システムより実施するという事ですが、電源I´調整力公募のみ参加する場合においても、需給調整市場システムのアカウントを取得し、登録のみ活用するという事でしょうか？	ご認識の通りです。なお、ユーザーIDの取得等、需給調整市場システムの利用申請については、当社調整力の公募のホームページ(入札募集・契約申込の受付)にて電源II´契約者向けのご案内を掲載しております。電源I´のみ契約される事業者さまについても基本的に同様ですが、具体的な手続き方法等につきましては契約協議の際にご案内いたします。
26	I´	標準契約書	電源I´ 厳気象対応調整力契約書 (2者契約用)【標準契約書】 P7、第17条	TSOより上げ指令にもかかわらず、下げ応動となっていた場合の評価につきまして、以下の理解であっておりますでしょうか？ 【kWの考え方】 拠点単位で未達コマ数を評価。ある拠点で下げ応動が発生したとした場合、当該拠点の未達コマ数は1となるが、他の拠点への評価へは影響しない。 例:二つの需要家で構成する札があり、ある需要家は1MWの上げ指令に対し、指令通り1MWの上げ応動を行った。一方で、もう一つの需要家は1MWの下げ応動となってしまった。その場合の札としてのkW評価は、(1MW+(-1MW))=0MWとなるのか、(1MW+0MW)=1MWとなるのかを確認したい目的です) 【kWhの考え方】 札単位で供出kWhを合算評価。下げ応動が発生した場合はマイナス評価として合算され、札全体でトータルがマイナスとなった場合には、アグリゲーターからTSOへの精算が発生する。	停電割戻(未達ペナルティ)料金、kWh料金の算定は、いずれも札(契約電源等)単位・30コマ単位となります。 札に含まれる全ての地点の調整電力量を合計し、未達率・停電割戻料金を算定します。 また、その合計値が負の値となる場合、下げ調整電力量と認識され、当該電力量に約款で定めるインバランス料金単価を乗じて得た金額を当社へお支払いいただくこととなります。